

看護管理者 殿

厚生労働省医政局看護課

看護職員確保等に関する意識調査について

平素より看護行政の推進にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号）の一部及び保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、ナースセンターへの看護師等免許保持者の届出制度及び看護師の特定行為に係る研修制度が、平成 27 年 10 月 1 日から施行されております。

今般、施行から 1 年が経過し、制度の認知、ニーズ等について状況を把握するため、下記のとおり実施することといたしましたので、ご多忙のところ恐縮ではありますが、ご協力をお願いいたします。

意識調査の結果は、今後の看護職員の安定的な確保に向けた検討の参考とさせていただきます。

記

1 対象施設

病院、有床診療所、訪問看護ステーション、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

2 期間

平成 29 年 1 月 23 日（月）～平成 29 年 3 月 21 日（火）

3 項目

看護師等免許保持者の届出制度に関する認知度、対応状況、都道府県ナースセンターに関する認知度、利用状況、看護師の特定行為に係る研修制度に関する疑問等

(受託者)

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-22-36 三井花桐ビル

株式会社イマージュ

「看護職員確保等に関する意識調査」のご回答要領

まずはこの度、標記調査に関しまして調査実施主体となります厚生労働省医政局看護課より、調査票の発送・回収等の業務を委託されました株式会社イマージュでございます。

さっそくですが同封されております各ご案内資料をご確認いただき、調査票にご記入うえ下記方法にてご返送していただきたく、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

尚、ご不明点等ございましたら、大変お手数でございますが下記お問合せ先までご連絡のほど重ねてお願い申し上げます。

記

1. ご案内資料

- (1) 事務連絡「看護職員確保等に関する意識調査について」
- (2) ご回答要領(本紙)
- (3) 調査票
- (4) リーフレット『ナースセンターのご案内』
- (5) リーフレット『ナースセンターへの届出制度と復職支援をご利用ください!』
- (6) リーフレット『特定行為に関する看護師の研修制度が始まります』
- (7) リーフレット『未来の医療を支える「特定行為研修」のご案内』

2. 調査票のご提出期限

平成29年3月21日(火)

3. 調査票のご提出方法

① Eメールでのご提出

ご記入いただきました調査票をPDF等画像化していただいたうえ、下記Eメールアドレスまで(添付)送信願います。尚、その際メールの件名につきましては以下のとおりとしていただきますようお願い致します。

件名 : 調査票回答

送信先 : kango@kk-image.co.jp

※お問合せの場合はお手数ですがお電話でお願い致します。

② FAXでのご提出

株イマージュ 専用 FAX 03-3371-2347

4. お問合せ先

ご記入方法、ご提出方法に関して

株式会社イマージュ

電話 : 03(3360)5661

担当 : 横瀬、栗原

ご質問内容、制度等に関して

厚生労働省医政局看護課

電話 : 03(5253)1111

内線 : 届出制度関係

2599

特定行為研修制度関係

4178